

平成31年 3月22日

津島地区各部局長等 殿

津島地区安全衛生委員会

委員長 菅 誠 治

津島地区の喫煙対策について（依頼）

このことについて、本学では、「岡山大学喫煙対策基本指針・岡山大学喫煙対策宣言・岡山大学喫煙対策基本方針」（平成29年3月21日付け学長裁定）に基づき、喫煙対策活動を推進しているところです。

このたび、平成30年度第11回津島地区安全衛生委員会（2月27日開催）において、津島地区北キャンパス北側学外区域を禁煙区域とした試行実施について検証を行い、アンケート調査結果等を踏まえ、試行実施の効果が確認されたこと、禁煙区域の継続要望があったこと、及び、健康増進法の一部改正（平成31年1月24日施行）により、受動喫煙配慮義務がすべての者に課せられたことから、津島地区喫煙対策として下記の対策を執ることを決定しましたので、お知らせいたします。

については、貴部局教職員及び学生に、下記について周知し、喫煙対策の推進により一層ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

なお、教職員及び学生へは、別途、一斉メール送信にて、お知らせすることを申し添えます。

記

岡山大学の構成員に、受動喫煙配慮義務、健康増進、迷惑行為（吸い殻ポイ捨て）防止の観点から、平成31年4月1日から、津島北キャンパス北側学外区域における禁煙を求め、喫煙行為により、近隣住民に迷惑をかけることを要請する。

<参考>

改正健康増進法第25条の3（喫煙をする際の配慮義務等）

「何人も、喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることのないよう周囲の状況に配慮しなければならない。」

以上

【本件担当：安全衛生部保健衛生管理課企画調整グループ 内線 7286、7100】

# 津島キャンパス

- ④文学部
- ③教育学部
- ②法学部
- ①経済学部
- ⑤理学部
- ⑥薬学部
- ⑦工学部
- ⑧環境理工学部
- ⑨農学部

禁煙区域

